

# 茨木市環境衛生センター照明設備賃借事業に係るプロポーザル実施要項

## 1 趣旨

2027年末までに、蛍光管が製造・輸入禁止となるため、茨木市環境衛生センターの照明をLED化することにより、市の事業活動における消費電力量及び環境負荷の低減を図る必要がある。

これらを踏まえ、茨木市環境衛生センター照明設備賃借事業の実施にあたっては、価格のみではなく事業者に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

茨木市環境衛生センター照明設備賃借事業

### (2) 業務の目的

茨木市環境衛生センターの照明をリース方式によりLED化する

### (3) 業務内容

器具及び設置に必要な付属品一式の賃貸借、器具及び設置に必要な付属品一式の取替等工事、既設照明の電力契約の把握とLED化に伴う契約変更申請、既設備の撤去・運搬・廃棄処分、事業達成のために必要な現地調査・設計業務等、取り替えたLED照明の保守、取替工事完成図書作成業務

### (4) 業務期間（予定）

令和8年2月上旬～令和13年3月31日

賃貸借契約 令和9年1月1日～令和13年3月31日

期間4年3か月（51か月）

※1 賃貸借期間終了後、発注者に無償譲渡されるものとする。

※2 地方自治法第214条に基づく債務負担行為とする。

## 3 当該業務の予算額

93,553,830円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

## 4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

## 5 参加形態

本業務に参加しようとする者は、リース事業者を含めた複数の企業の共同体（以下「グループ」という。）とし、本プロポーザルへの参加申込時に全構成員を明らかにし、その役割分担を明確にするとともに、本事業に係る連帯責任を負うものとする。なお、想定する構成員については、次のとおりとする。

(1) リース役割 契約等諸手続を行い事業遂行全般の責を負う事業者

(2) 施工役割 工事に関する業務を実施する事業者

(3) 調査設計役割 調査・設計業務を実施する事業者

(4) その他の役割 上記(1)～(3)以外の本事業に必要とされる事業者

※1 グループの代表者はリース役割会社とする。

※2 リース役割以外の各役割は、複数事業者での構成も可とする。

※3 1の参加希望者の構成員は、他の参加希望者の構成員となることはできない。

## 6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならぬ。

(1) 茨木市（以下「市」という。）の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 調査設計役割は、同種のLED照明リース事業（調査設計業務を含むLEDリース事業）における調査設計役割としての実績を有すること。

(3) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

## 7 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

(1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に会社名、担当者名、メールアドレス、質問事項を記載し、下記の提出期限までに電子メールで環境事業課宛送信すること。

提出期限：令和8年1月7日（水）午後5時まで（必着）

提出先：茨木市 産業環境部環境事業課環境衛生センター

E-mail：kankyo@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けません。

(2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：随時

掲載場所：茨木市ホームページ 環境事業課のページ

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyoj/index.html>

## 8 参加申込及び資格審査

### (1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

#### ア 必要書類

①参加申込書（様式2号）

グループの代表企業名にて参加表明書を提出すること。

②グループ構成表（様式3号）

参加希望者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（リース役割、施工役割、調査設計役割、その他役割（分担名を記載すること））を明確にすること。また、構成員の間で締結した契約書又は覚書等の内容を添付すること。

イ 提出先：茨木市産業環境部環境事業課環境衛生センター

（茨木市東野々宮町14番1号）

ウ 提出期限：令和8年1月16日（金）午後5時まで

エ 提出方法：郵送または持参による（必着）

### (2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式4号）により令和8年1月19日（月）までに参加希望者に郵便で発送するものとする。

### (3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式5号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに環境事業課へ提出すること。

## 9 企画提案書等の作成及び提出

### (1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書等に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記 ク 参考見積書（様式13号）の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

### (2) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式6号）

- イ 提案総括表（様式7号）
- ウ 使用機器提案書（様式8号）
- エ 物品保守に関する提案書（様式9号）
- オ 工事中の対応・廃棄計画書（様式10号）
- カ その他提案事項（様式11号）
- キ 事業効果について（様式12号）
- ク 参考見積書（様式13号）
- ケ 既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表（様式14号）
- コ 事業実績調書（任意様式）

(3) 作成要領

ア 一般事項

- ①各提案書類には、正本1部のみ会社名を記載し、副本には会社名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示をしないこと。
- ②企画提案書提出届（様式6号）により提出書類の構成を示したうえで、各提出書類をA4縦長ファイルに綴じたもので提出すること。なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。
- ③エネルギーに関する計算においては、次の換算値で行うこと。

エネルギー種別	CO <sub>2</sub> 排出係数 (t-CO <sub>2</sub> /kWh)
電気	0.000318

- ④各提案書類における消費税額及び地方消費税額は、10%とすること。
- ⑤別添の機器・工事仕様書に規定する灯具仕様及び同設置仕様に応じた製品を使用するとともに、機器・工事仕様書に基づき、工事を遂行すること。
- ⑥その他、この要項に定めるもののほか、提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、参加者に通知する。

イ 提案総括表（様式7号）

提案全体の概要、基本方針、基本スケジュール等を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。（A4版5枚以内で記載）

ウ 使用機器提案書（様式8号）

使用機器の詳細について、使用する機器の図や特性値などを用い、その特徴などを具体的に記載すること。（A4版10枚以内で記載）

エ 物品保守に関する提案書（様式9号）

賃貸借期間中の物品保守についての提案を記載すること。（A4版5枚以内で記載）

オ 工事中の対応・廃棄計画書（様式10号）

工事施工にあたり、施工計画・安全管理・工程管理等において特に重要と判断する事項及び品質管理、保険の補償に関する内容を記載すること。（A4版10枚以内で記載）

カ その他提案事項（様式11号）

その他の提案事項について、記載すること。（A4版10枚以内で記載）

例：取替工事や運用開始を行うために工夫している点、独自のノウハウや提案キ 事業効果について（様式12号）

LED照明灯を導入しないケースと、導入したケースの4年3か月間にかかる電気料金、消費電力量及び二酸化炭素排出量を算出のうえ、本事業による削減効果を記載すること。削減効果の検証方法については、「(4) 年間電気代削減金額等の設定」に示す。この際、調光やセンサなどの運用による更なる省エネ手法については、不確定な要素であることから、その効果を計算に含めないこと。

ク 参考見積書（様式13号）

リース料の総額とともに、内訳として機器費、取替工事費及び諸経費等に分けて記載すること。

ケ 既存照明・提案LED照明リスト 及び省エネ試算表（様式14号）

本様式は、参加者に個別に配布する。様式の内容に基づき、提案する製品仕様・型番・メーカー・光束値・消費電力を記載すること。

#### (4) 年間電気代削減金額等の設定

事項	算出方法
①消耗品	既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表（様式14号）に記載された金額を固定値とする。
②既設電気代支出金額	既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表（様式14号）に記載された金額を固定値とする。 ※基本使用料の削減は、計算対象としない。
③電気代削減予定金額	②から⑥を減じて算出する。
④経費削減効果（メリット）	①と②の合計から⑤と⑥を減じて算出する。
⑤リース料金	製品代のほか、工事費、金利、維持管理費、詳細調査費、検証費、諸経費及びその他のリースに係る全ての費用を含めること。
⑥LED改修後電気代支出金額	照明器具をLEDに置換え、②と同様の条件にて算出する。

#### (5) 提出方法等

ア 提出期限：令和8年1月23日（金）午後5時まで（厳守）

イ 提出場所：茨木市産業環境部環境事業課環境衛生センター事務室

ウ 提出方法：持参に限る

エ 提出部数：正本1部、副本4部

#### (6) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

## 10 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

### (1) 第1次審査

提出された企画提案書等の一部を下記11で示す事務局審査に基づいて審査し、評価の高い提案者から順に3者を第1次審査の通過者とする。ただし、提案者が3者以下である場合は、第1次審査を省略し、企画提案書等の審査と併せてプレゼンテーションによる審査を実施する。その結果、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

(2) 第2次審査（プレゼンテーションによる最終審査）

第1次審査の通過者に対し、企画提案についてのプレゼンテーションによる審査を実施し、審査基準に基づいて再評価するとともに、プレゼンテーションの内容による点数を加算後、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

ア プrezentationは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用して行うこととし、資料の差し替え、追加は認めない。

イ プrezentationに必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクト及びスクリーンは、本市で用意する。

ウ プrezentationの出席者は5名以内とする。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

①結果通知

第1次審査の結果は、令和8年1月26日（月）に当該審査を行った全者に対し、郵送により通知する。なお、第1次審査の通過者（評価点の高い順に上位3者）にのみ、審査結果と併せてプレゼンテーションの日程を通知する。

②結果に対する問合せ

第1次審査を通過しなかった提案者は、令和8年1月30日（金）まで審査結果について、書面で説明を求めるものとする。

イ 第2次審査

①結果通知

第2次審査の結果は、令和8年2月2日（月）に当該審査を行った全者に対し、郵送により通知する。

②結果に対する問合せ

第2次審査により候補者とならなかった提案者は、令和8年2月9日（月）まで審査結果について、書面で説明を求めるものとする。

## 11 審査基準及び配点

配点は以下のとおりとする。なお、審査基準及び配点の詳細は、別表「審査項目及び配点の詳細」を参照。

事務局審査 180点

委員審査 360点（委員3名×各120点）

事務局審査と委員審査の合計 540点とする。

## 12 候補者の決定

候補者は、別表採点基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記11の配点(配点の総合計点及び審査基準ごとの配点)から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、参考見積書（様式13号）のリース支払総額(税込)が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、提示されたエネルギー削減値がより高い提案者を候補者とする。
- (4) 参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合は、配点の総合計点(選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割以上であった場合に候補者とする。

### 13 候補者との契約締結協議

#### (1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

候補者は、提案した内容のリース料金の根拠となる内訳明細書を提出すること。この内訳明細書を用いて、調査後の増減を決めるため、諸経費等案分して、使用機器毎の製品代・工事費の単価内訳も添付すること。

また、公表するデータ「既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表（様式第14号）」は図面を元にリスト化したデータであり、施設の現況と必ずしも一致する内容ではないことから、設置工事に先立って、記載内容と現地との整合確認のために、必ず現地調査を実施すること。

現地調査結果に基づき「既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表（様式第14号）」を更新し、現況に即した省エネシミュレーション設計を行い、結果を速やかに担当課に報告し協議すること。

協議においては、リース期間中に、LEDに交換することにより削減できるコストがリース業務に要する費用を上回ることを前提条件とするものとする。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

#### (2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した参考見積書（様式13号）のリース支払総額(税込)を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があつ

た場合は、この限りでない。

### (3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

## 14 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

## 15 日程

質問期限	令和8年1月7日（水）
質問に対する回答	随時
参加申込期間	令和7年12月24日（水）から 令和8年1月16日（金）午後5時まで（厳守） ※ 土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。
参加資格審査結果通知	令和8年1月19日（月）発送
企画提案書提出期間	令和7年12月24日（水）から 令和8年1月23日（金）午後5時まで（厳守） ※ 土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。
第1次審査	令和8年1月26日（月）
審査結果通知	令和8年1月27日（火）発送
第2次審査	令和8年1月30日（金）（予定）
審査結果通知	令和8年2月2日（月）（予定）
契約締結	令和8年2月上旬（予定）
業務開始	令和8年2月上旬（予定）
リース開始	令和9年1月1日

## 16 その他

(1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
- イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- ウ 参考見積書（様式13号）のリース支払総額（税込）が予算額を超過した場合
- エ 配点の総合計点（選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）の6割に満たない者

(2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

(3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。

- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。
- (6) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、又は維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。
- (7) 本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- (8) 参加申込書提出後は、応募者の構成員を変更することはできない。ただし、本市が認めたときはこの限りではない。

## 17 市と事業者の責任分担

### (1) 基本的な考え方

提案が達成しないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は別途協議を行うものとする。

### (2) 予測されるリスクと責任分担

当市と事業者の責任分担は、原則として別表：予想されるリスクと責任分担（以下「分担表」という。）によることとし、参加者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議のうえ対応するものとする。

### (3) 契約の締結が困難となった場合における措置

候補者が契約締結協議実施後、契約の締結が困難になった場合は、以下の措置を講ずるものとする。

ア 提案書と計画書の内容が大きく乖離した場合など、候補者の責により契約できない場合は、本市は候補者に対し、それまでに要した費用を請求することができるものとする。

イ 本市の指示により事業が中止された場合は、候補者はそれまでに要した金額を上限に、本市と協議のうえ合意した金額を請求できるものとする。なお、契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、契約書において定めるものとする。

## 18 担当課

〒567-0838 大阪府茨木市東野々宮町14番1号

茨木市産業環境部 環境事業課 施設係（環境衛生センター）担当：井澤

電話 072-634-1627

電子メール：kankyoc@city.ibaraki.lg.jp

表：予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの	<input type="radio"/>	
	安全性の確保	設計・工事・維持管理における安全性の確保		<input type="radio"/>
	環境の保全	設計・工事・維持管理における安全性の確保		<input type="radio"/>
	制度の変更	税制の変更	<input type="radio"/>	
		法令・許認可の変更	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	事業の中止・延期	当市の指示によるもの	<input type="radio"/>	
		当市の不注意等による建設許可等の遅延によるもの	<input type="radio"/>	
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		<input type="radio"/>
設計段階・計画	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	設計変更	当市の提示条件、指示の不備によるもの	<input type="radio"/>	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		<input type="radio"/>
	応募コスト	応募コストの負担		<input type="radio"/>
建設段階	第三者賠償	調査・建設における第三者への損害賠償義務		<input type="radio"/>
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

支払関連	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（建設費に対して影響のあるもののみを対象とする）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	立入許可	合理的な事由によらない場合であって、必要な施設への立入許可がおりない場合の事業未遂行	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	設計変更	当市の提示条件、指示の不備によるもの	<input type="radio"/>	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		<input type="radio"/>
	工事遅延・未完	当市の責による工事遅延・未完工による引渡しの延期	<input type="radio"/>	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引渡しの遅延		<input type="radio"/>
	工事費増大	当市の指示・承諾による工事費の増大	<input type="radio"/>	
		事業者の指示・判断によるもの		<input type="radio"/>
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		<input type="radio"/>
	一時的損害	引渡し前に工事目的物に関して生じた損害		<input type="radio"/>
		引渡し前に工事に起因し施設に生じた損害		<input type="radio"/>
	用地の確保	資材置き場の確保		<input type="radio"/>
	金利の変動	金利の変動		<input type="radio"/>
	支払遅延・不能	当市の責による、支払の遅延・不能によるもの	<input type="radio"/>	

計測・検証	設備不良	設備が所定の性能を達成しない場合		○
	電気料金単価の変動	電気料金単価の変動	○	
	エネルギーべースラインの調整	機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
		上記以外の変動要因の場合	○	○
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、当市の施設運営・業務への障害		○

別表：採点基準

	審査基準	審査内容	配点	委員配点
事務局審査	業務実績	調査設計役割の事業者が過去5年間に同種業務または類似業務を行った十分な実績を備えているか。（同種業務1件につき15点、類似業務1件につき10点。但し、合計が50点を超える場合は、50点とする。）	50	
	業務実施体制	提案された企画内容の遂行にあたり、十分な各役割に応じた構成員が配備されているか。 (リース・施工・調査設計役割に各1社以上の割当があれば、各役割につき10点)	30	
	参考見積書	業務内容に見合った適正な見積となっているか。 (参加業者中最低見積額／各社見積額) × 100点 (小数点以下切り捨て)	100	
小計			180	
委員審査	計画・スケジュール	事業実施のための方針・スケジュールが明確か。 計画に沿って業務を遂行できる体制を有しているか。	60	20
	調査・設計・工事計画	現地調査や工事中における安全管理がなされているか。 施設の運営に支障がないように配慮した計画になっているか。 市内事業者の活用について、提案に創意工夫があるか。 機器の電気使用量を効果的に削減できるか。 本業務の履行にあたり、独自の効果的で具体的な提案があるか。	150	50
	機器の選定	本施設にとって有益性のある観点で器具選定を行っているか。	60	20
	保守管理	機器に不具合が生じた際または災害時等緊急事態が発生した際に早急に対応できる体制が整えられているか。	90	30
小計			360	
合計			540	